

○防衛省告示第百七十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が令和四年六月二十八日次のとおり決定された。

令和四年七月一日

防衛大臣 岸 信夫

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒

3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒

4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和四年七月十七日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。